

第4回 佐賀空港の自衛隊駐屯地計画に関する調査特別委員会

令和5年2月13日（月）

午前9時00分～午後0時09分

議会大会議室

【出席委員】 嘉村弘和委員長、山口弘展副委員長、山下明子委員、中野茂康委員
千綿正明委員、堤正之委員、川副龍之介委員、永渕史孝委員、
松永憲明委員、西岡真一委員、中島妙子委員

【欠席委員】 山田誠一郎委員

【執行部出席者】 総務部長ほか

【案 件】

- ・参考人招致（九州防衛局、佐賀空港事務所） ・市の対応状況について
- ・委員間協議

○嘉村委員長

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから、佐賀空港の自衛隊駐屯地計画に関する調査特別委員会を開会いたします。

今日、山田委員のほうから欠席されるとの連絡が入っております。

今日の本委員会の進め方についてでありますけれども、まず最初に、佐賀空港周辺の樋門について、意見聴取ということで行っていきたいと思います。これは2月3日の視察の際に説明いただく方を招致していなかったもので、本日、佐賀空港事務所の森所長、そして古川施設課長、松尾施設技師の方に来ていただいております。

そこで現状を知っていただくために、排水ポンプ場と樋門の運用状況を説明いただき、その後、質疑があれば、10時をめぐりに質疑を行いたいと思っております。なお、樋門二つありますけれども、国造搦と平和搦、この西側にある国造搦の樋門については、事務局を通じて関係各課に確認しましたところ、樋管の操作による排水は現在行われていないということでありました。したがって排水ポンプによる排水のみであるとのことですので、説明は排水ポンプ場と平和搦についてということになります。

次に、駐屯地計画について意見聴取ということで、防衛省のほうに今日は来ていただいております。これまでに開催された住民説明会の概要等について説明を受け、11時までをめぐりに、質疑を行いたいと思います。

その後、市の対応状況についてということで、執行部から説明を受け、質疑を行いたいと思います。

それでは排水ポンプ場の方から説明をお願いしたいと思います。

佐賀空港事務所の方、よろしくお願ひいたします。

○森佐賀空港事務所長

佐賀空港事務所長の森と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

資料は御手元のタブレットに御用意させていただいているかと思えます。2 ページ目をお開きいただけますでしょうか。

佐賀空港は、国造搦、平和搦、二つの干拓地区にまたがり、建設された空港でございます。

空港建設に伴って、内水位が上昇しますが、この上昇した内水位を空港建設前の水位と同じくするため、排水ポンプを設置し、強制排水を行っております。

排水ポンプによる排水は、国造搦、平和搦の両樋門部分、お示ししております図では、両脇部分になりますが、こちらから排水を行っております。国造搦地区には毎秒 1 立方メートルの排水能力を有するポンプを 2 基、平和搦地区には毎秒 0.3 立方メートルの排水能力を有するポンプを 2 基設置しております。なお、国造搦地区には、先ほど委員長のほうからも御説明ございましたように、樋門からの自然排水が空港開港以前から困難でございました。そのため、地元管理の排水ポンプによる排水が以前から行われております。このポンプは、現在も補助ポンプとして運用されております。

恐れ入ります、資料 3 ページ目をお開きいただけますでしょうか。こちらは、排水ポンプの操作条件でございます。ポンプの運転につきましては、操作要領を定め適切に行っております。国造搦のポンプにつきましては、内水位が、TP マイナス 0.5 メートル以上になれば始動することとしております。この TP とは、欄外に記載しておりますが、海拔高度のこととございまして、東京湾の平均海面を基準値 0 とした物差しになります。

国造搦のポンプにつきましては、内水位が TP マイナス 0.5 メートル以上になれば始動し、内水位が TP マイナス 0.7 メートル以下、ここまで下がれば停止するということとしております。平和搦のポンプにつきましては、内水位が TP マイナス 0.3 メートル以上になれば始動し、内水位が TP マイナス 0.5 メートル以下になれば停止するということとしております。両ポンプともポンプ稼働時の外水位につきましては、ノリ養殖に影響がないよう、原則として上げ潮時に排水することとしております。

恐れ入ります。4 ページ目を御覧ください。国造搦地区のポンプによる令和 3 年度の排水量でございます。棒グラフがポンプによる排水量になりますが、濃い色が、県が設置したポンプからの排水量で、薄い色が補助ポンプからの排水量になります。青い折れ線グラフが降雨量でありまして、降雨の量が多ければ、ポンプからの排水も多いという状況でございます。国造搦地区のポンプによる年間配水量が 270.1 万トンとなっております。

恐れ入ります、次のページ 5 ページ目をお開きいただけますでしょうか。平和搦地区のポンプによる令和 3 年度の排水量でございます。棒グラフがポンプにより排水量を示しておりますが、5 月の排水量が多くなっておりますのは、樋門からの自然排水が一時的に出来ない不具合が発生し、ポンプでの排水が増えたものでございます。平和搦地区のポンプによる年間の排水量は 125.6 万トンとなっております。ポンプによる排水量は、年ごとに変動がございまして、基本的に降雨量が多ければ、排水量も多くなるという状況でございます。簡単でございますが、以上でございます。

○嘉村委員長

ありがとうございました。

続きまして、平和搦の樋門についてであります。平和搦の樋門の管理は佐賀市川副支所が行っておりますので、川副支所の本村さんのほうから説明をお願いいたします。

○川副支所総務・地域振興グループ職員

川副支所の本村ですよろしく申し上げます。

平和搦排水樋管につきまして、簡単に御説明させていただきます。

現在 61 ヘクタールで、平和搦、主に大豆、それと裏作で麦の作付けを行われてます。耕作者は約 40 名程度の方が、今現時点で耕作をされております。現樋管につきましては昭和 47 年に竣工しております。現在まで自然排水につきまして、この樋管を利用させていただいております。業務操作につきましては、地元の農業者の方 1 名にですね、樋管操作の業務委託をお願いしているところであります。

雨の量で異なりますけれども、直近 3 年間で、おおむね平均年に 12 回程度、操作をさせていただいております。大雨が降った場合には、冠水する場合がありますけれども、最も大きな要因といたしましては、雨量がどの程度あるかということと考えておりますけれども、有明海の潮位が小潮と重なった場合には、樋管からの自然排水が出来ないということで、こうした要因によっても冠水状況は異なっております。以上です。

○嘉村委員長

ありがとうございました。ただいま説明がございました。委員の皆様から御質疑をお受けします。質疑ある方は挙手を。

○中島委員

先日ですね、現地調査をさせていただきました。建設予定地が 33 ヘクタールということ実際に視察してみて、その広さを実感いたしました。この広さの田んぼの貯水機能が、失われることとなりますけれども、排水予定となっているその 2 か所の樋門を実際見まして本当に排水、大丈夫なのかと心配になりましたけれども、今、予定されているその二つの樋門で対応ができるのかどうかお尋ねします。

あともう 1 点ですけれども、現在の佐賀空港からの排水の件なんですけれども、現在も飛行機などですね、整備で油分などの排水がされてると思いますけれども、防衛省の排水計画に書いてある機能と同じように、今も浄化槽ですとかまた貯留槽を経由して、PHを測定した後に排水されているのかどうか、お尋ねいたします。

○森佐賀空港事務所長

防衛省からの排水に関しましては、まだ詳細な具体的な計画も示されておられませんので、ちょっと、今後その辺りを確認をさせていただく形になると思います。いずれしましても適切にですね、排水計画、御検討いただけるかと思っておりますところでございます。

あと現在の空港からの排水でございますけれども、空港からの排水は、敷地内に降った雨量や、あとターミナルビルからの排水が主でございます。空港から油分を排水するということは基本的にはございません。

ターミナルビルからの排水につきましては、合併処理浄化槽で処理をしたものを排水しております。また、雨水に関しましては、処理はしておりませんが、水路中に、オイルフェンスを複数か所設置をし、水質を監視し、周辺に問題がないことを確認しているところがございます。以上です。

○川副委員

平和搦地区のほうがですね、国造干拓よりも、多分、低いかなということで、ちょっとお聞きしたこともありまして、平和搦のほうに水がよくたまっていて、排水がなかなか難しいところもあるという話も聞いたところですけど、この資料の 5 ページで、ポンプの排水量、令和 3 年度の平和搦地区ってということで実績上げておられますけど、この 8 月に降雨量で 937 ミリ、ただポンプの排水量で、どのぐらいかな。150 ミリぐらいのポンプの排水ということで、降雨量に対して排水量が極端に少ないかなということで思っていますけど、この原因についてちょっとお答えください。

○川副支所総務・地域振興グループ職員

今御質問の点につきましてお答えさせていただきます。先ほど申し上げたとおり、平和搦、御承知のとおり 1 番町内、佐賀市で 1 番南のほうに位置しておりまして、上流とかなり干潮満潮の時間帯がずれてまいります。上流で 4 時間排水可能であっても、ここ平和搦につきましては 1 時間しか排水が出来ないと、そういった要因もあります。

大潮なのか小潮なのか、そこら辺も雨量と大きく関係しておりまして、この日の詳細につきましてちょっと私、調べておりませんが、通常樋管操作をしているときにおいてですね、その潮の、大潮、小潮の時間、それと雨量というのが大きく関係しておりますので、差によってこの雨量とポンプ排水、自然排水がどれだけ出来たのかの違いが出来ているのかなと思っているところです。以上です。

○川副委員

今後ですよ、駐屯地の整備計画に入っていますけど、それでまた当然、内水位が高くなってきます。排水割合ですね、国造地区と平和搦地区と割合は、大体今までの通りぐらいの割合なのか、割合的に、平和搦のほうが増えるのか、そういったことはまだ、これからの検討ですかね。

○森佐賀空港事務所長

自衛隊が今回国造搦と平和搦に分けて排水をするということの割合ということであるかと思いますが、申し訳ございません。詳細の計画につきましては自衛隊のほうにお願い出来ますでしょうか。すいません。

○千綿委員

すいません、確認をさせてください。過去ですね、かなり佐賀豪雨とかいろいろ水害がありますが、そのときの排水が、多分、私の記憶では、滑走路までは来てないという認識なんですけど、その確認をさせていただければ助かります。

○森佐賀空港事務所長

過去の豪雨の状況でございますけれども、駐車場の一部で冠水するということはございましたが、滑走路まで浸水ということはございません。

○松永憲明委員

小さいことなんですけれども、3ページの、その他のところでですね、事故その他やむを得ない理由があるときのその他の理由っていうのはどういうことなのか、分かれば教えてください。

○森佐賀空港事務所長

例えば上げ潮時などを限定しておりますが、非常に雨量が多いときには、ずっと回し続けなければいけないという状況もあります。そういったときには状況を見ながら、排水ポンプを稼働させていただいているところでございます。

○堤委員

この両排水機があるわけなんですけれども、ノリに影響があって病気がよく出ているという話が議会の中でも、時々一般質問されるんですけども、その時の話では国造堀のほうが何か影響が大きいみたいなふうなことを聞いたような気がいたしますが、ちょっと確認です。

○森佐賀空港事務所長

空港の排水からのノリ養殖への影響でございますけれども、どうしても平和堀のほうが、川のほうですので、影響は小さい状況でございますので、あるとしましたら国造堀になりますが、有明海のノリの養殖場におきまして、バリカン症の被害が確認されたことがございます。

このバリカン症は、低塩分による障害などを原因として発生すると言われていたところでございますが、空港からの排水は、基本的に満ちあがりの時に行いますので、影響は少ないとは考えられますが、可能性はゼロではないということで、そのため空港事務所では、平成27年度から毎月海水の塩分濃度の指標となる塩化物イオンを測定することとしております。また、28年度からは、比重も測定対象としているところでございます。

結果につきましては、佐賀県空港公害対策連絡協議会も設置しておりまして、こちらで、漁協の皆様にも御説明をさせていただいているところでございます。バリカン症につきましては、有明海沿岸での被害状況データはございませんでして。また、空港建設との因果関係を判断できるような時間的、地理的な分布を示すデータはございませんが、今後も状況を注視していきたいと考えております。以上でございます。

○堤委員

もう1点確認なんですけれども、ちょうど視察に参りましたときには満潮時ですね、もう少ししたら満潮だなあというふうに見えたんですが、この国堀絡みのほうですけども、かなり陸地化が進んでいるんじゃないかな、ノリが相当先に2キロぐらい沖合のほうにされてましてね、このバリカン症の影響もあるのかなとかいろいろ思ったんですが、干潮時に見ればですよ、恐らく滞筋があって、小さな川みたいな感じで、なってるわけですね。そういった状況でどうでしょうかもう、エリアってやっぱりなかなかノリの作付、もうかなり、

沖合にあったんですけど、それはやっぱりそういう陸地化の影響なのかどうかをちょっとお尋ねいただければ。

○森佐賀空港事務所長

空港建設に伴いまして、堤防側のほうは、漁業権を購入しているということで、漁業権ですね、漁業権を。そのこのところでの作付を行われていないという理由ではございます。

○堤委員

堤防からですよ、今作付をされてるところまでの距離ってのはどれぐらい距離がございましたか。目測なんですけどね、2キロ近くあるのかなあと思ったんですけども、どうでしょう。

○森佐賀空港事務所長

国道搦の樋門のほうが潟土が堆積していて、自然排水が出来ないということに関連しまして、担当課のほうに話を聞いたところでは、昭和56年ぐらいから、樋門前の滞筋が消滅をして、自然排水が出来ない状況になっているということです、国造搦のほうですね。

自然排水が不可能となった原因が、樋門への日常的な排水の供給不足や、沿岸に潟土が経年堆積したことが原因ということでございまして、そのしゅんせつにつきまして、要望などもあっているようでございます。その中に、要望としましては、航路までの約1.2キロの滞筋をつくってほしいというような要望ということですので、1.2キロ先には航路があるということ、すいません、直接的なすいませんお答えになってないかも分からないんですけども、それぐらい先まで行けば、滞筋にたどり着くのかなという状況でございます。

○松永憲明委員

今の平和搦のところなんですけども、かつてバリカン症が発生をして、豊かなあそこはですね、漁場だったと。川副の海苔師さんたちからお話を聞いてるとこなんです。

ところが、佐賀空港建設に伴ってですね、これがバリカン症が発生をして、結局、作付が出来なくなってしまったというように聞いているわけです。そのバリカン症が発生した原因というのは、県のほうではつかんでありますか。

○森佐賀空港事務所長

バリカン症の原因としましては、低塩分による障害であったり、また中にはカモの食害とか、いろいろ説はあるようでございますが、はっきりしたところがまだ分かっていないというところがございます。有明海沿岸での被害状況のデータというところは、今のところないというところがございます。具体的なデータですね。

ということでございまして、また、空港建設の因果関係を判断できるような時間的、地理的な分布を示すデータもないというところで、今のところ私どもは聞いているところでございます。

○松永憲明委員

正確なデータっていうのか、その原因解明のものはないと、こういうふうにおっしゃっておりますけども、やっぱり空港建設を始めてからバリカン症というのが発生をしていると

いうのは間違いないと思うんですね。だから何らかの影響があったんじゃないかっていうふうには思われるわけです。ただ、明確なものがないっていうだけであってですね。

だから、今後もですよ、空港建設予定地を地盤改良等から進められていく上においてですね、当然またそういうことが発生しないとは限らないと、こういうふうに思ってるわけですが、そういう考え方でいいのかどうか。どうでしょうか。

○森佐賀空港事務所長

当時、可能性としてはですね、空港のほうからの排水などが可能性ゼロではないですので、そういったところで、塩分測定なども行っているところでございますし、今後もですね、状況を注視していく所存でございます。

○川副委員

確認をさせてください。ノリの漁期っていうか、養殖期ですね、養殖期以外、例えば出水期も養殖期外としますけど雨の多いですね、そのときはもう関係なく強制排水はほとんど制限なくやっていいのか。ちょっとそこら辺を教えてください。

○森佐賀空港事務所長

基本的に先ほど御説明をさせていただきました、排水ポンプの操作条件、これは年間通じてでございます。いつでも自由にやっていいというものではなく、当然ノリ漁、漁期はもちろんそうでございますが、年間を通じて、操作の条件はございます。以上でございます。

○川副委員

やっぱりそういった制限されてるのは、例えばもう時期に問わず、やはり最終的に有明海に影響があるという理由、観点から、やっぱりそういう制限をされたということで理解していいですね。

○森佐賀空港事務所長

そうでございます。

○堤委員

先ほどの続きですけど、そのバリカン症っていうのは、大体毎年出ているものなのか。近年の状況を分かるようであれば教えていただければ。

○佐賀空港事務所 森所長

申し訳ございません、バリカン症の近年の詳細な状況を、今手元に把握しておりません。

申し訳ありません。

○中野委員

先般ですね、当委員会で現場のほうに、国造搦樋門と平和搦ポンプですかね、現場を見に行きましたが、先ほどですね、いろんな説明がありましたが、もう一度ですね、現場を見ながら説明をいただければ、より理解が深まるもあるかと思しますので、その点を提案したいと思いますがいかがですか。

○森佐賀空港事務所長

私どもも現場を見ながらですね、御説明を差し上げたほうが、きちんと御説明できるかと

は思いますので、ぜひそうさせていただきたいと思います。以上でございます。

○嘉村委員長

よろしいですね。ほかに御質疑の方いらっしゃいますか。

ほかに質疑もないようでありますので、どうぞ参考人の皆さんは退室されて結構でございます。それでは、次の駐屯地計画について、意見聴取ですが、防衛省に出席いただく時間を10時からとしておりますので、暫時休憩に入りたいと思います。はい、10時再開になります、よろしくどうぞお願いします。

◎午前9時26分～午前10時00分 休憩

○嘉村委員長

はい、それではお時間となりましたので、特別委員会を再開いたします。

これより駐屯地計画について意見聴取ということで、伊藤九州防衛局長そして、防衛省の連絡調整事務所の宮田所長さん初め、御出席いただいておりますので、ただいまより住民説明会の概要についての説明をお願いをしたいと思います。よろしくお願いします。

○伊藤九州防衛局長

皆様おはようございます。九州防衛局長の伊藤でございます。本日は御説明の機会をいただきまして誠にありがとうございます。

昨年11月18日に、佐賀市議会全体協議会におきまして、陸上自衛隊オスプレイの佐賀空港利用について御説明させていただきました。その後、市議会におかれましては、佐賀空港の自衛隊駐屯地計画に関する調査特別委員会を設置していただき、今月3日にはですね、佐賀駐屯地の予定地を御視察いただきました。御尽力をいただいていることに改めて感謝申し上げます。

その間防衛省でございますけれども、昨年末に3回県民説明会を行いました。また、先月の29日と今月の5日には、川副・東与賀・諸富の皆様を対象とした校区説明会を2回、計5回の住民説明会を開催したところでございます。

本日は特別委員会の皆様にその状況について、御説明させていただきます。

防衛省といたしましては、日本を取り巻く安全保障環境は厳しくなっております。島嶼防衛力の構築は喫緊の課題でございます。陸上オスプレイをですね、早期に佐賀空港に配備することが国防上必要だというふうに考えております。

今日は、委員長はじめ調査特別委員会の皆様の御理解と御支援をいただきながら、陸自オスプレイの佐賀空港への配備について議論させていただければと思います。よろしく願いいたします。それでは御手元の資料に基づきまして、遠藤部長のほうから御説明申し上げます。

○遠藤企画部長

皆様おはようございます。九州防衛局企画部長遠藤でございます。私のほうから御説明をさせていただきます。まず御手元の資料1ページ目、佐賀空港の自衛隊使用要請に関する説明会と題した資料でございます。冒頭、伊藤のほうからもございましたように、昨年末より、

計 5 回の住民説明会を開催したところでございます。

内容の詳細割愛いたしますが、まず、1 回目から 3 回目は、佐賀県と九州防衛局の共催、そして対象者としては佐賀県民の皆様、県内の勤務者の皆様ということ。そして 4 回目と 5 回目については、九州防衛局の主催、対象者としては、佐賀市の川副町、そして、東与賀、諸富の皆様ということでございます。12 月 25 日には県知事と市長に御参加いただき、251 名の皆様の御参加をいただきました。そしてその後、年を明けまして、第 4 回目、1 月 29 日の開催におきましては、それを上回る 266 名、こちらは佐賀県知事の御出席はいただけなかったものでございますけれども、参加人数を上回っておるということで、地元であるということにより、御関心の高さがうかがわれる結果になったのかなというふうに考えているところでございます。

いずれの 5 回につきましても、佐賀市様のほうから、御協力をいただいているところでございます。お礼申し上げたいと思います。

続きまして 2 ページ目以降で、計 5 回の説明会において、住民の皆様からいただきました主な質問内容、そして、私どもが御説明、御回答した内容についてかいつまんで、一覧のような形で記載をしております。

御質問の内容について、調査特別委員会の調査事項でございます五つの項目、周辺環境、安全性、住民理解、地域振興、その他と言う形で、若干整理をして、お示し申し上げているところでございます。

まず一つ目の周辺環境への影響及び対策というところにつきましてもまず 1 点目として、騒音の関係でございます。オスプレイ複数機での騒音調査をしてほしいというお声がありました。まず私どもとしては、右側の回答でございますように、地元の事情に応じて、できるだけ影響の少ないような形での措置を講じていくということ。そして、V-22 オスプレイは、通常は 1 機での運用であり、また、仮に編隊飛行を行った場合も、騒音の大幅な増加は見込まれないということ、そして、場周経路外におきましては、高度 500 メートル以上を確保して飛行するというようなこと。こういったことから、現時点で改めての騒音測定をする考えはないということについて御説明申し上げたところでございます。

続いて、周辺の住宅についての防音工事はできるのかという御質問をいただいております。一般に空港における騒音対策と申しますのは、空港の設置管理者において実施をしているものでございます。この観点から佐賀空港の設置管理者でいらっしゃいます佐賀県のほうと、今後御相談していきたいというふうに思っております。

続きまして夜間飛行訓練の時間についての御質問もございました。空港の運用時間を午前 6 時半から午前 0 時までという形で定められてございます。基本的な飛行時間に加えて、やはり自衛隊でございますので、空港の運用時間の範囲内での夜間の訓練というものも、若干ございますということについて御説明申し上げました。また、それ以外の時間につきましても、例えば災害派遣ですとか、急患が発生したという場合には、特殊ケースがこの時間外の飛行もあるということも、御説明申し上げたところでございます。

続いて御質問として、低周波、重低音といったものについて、人体への影響はないのかという御質問をいただいております。まず、このいわゆる低周波よっての人体への影響という事例について、私どもで承知をしていないと。そして、環境省においても、いわゆる基準が定められていないという状況であるということ。その上で、住民の皆様御懸念を踏まえながら、丁寧に対応してまいりたいということ住民説明会において御説明したところでございます。

続きまして、排水対策の関連でございます。私どもとして比重を確認しながら、分散排水をするというようなことを御説明しているところでございますが、本当にノリへの影響がないのかという御質問をいただいております。私どもとして、駐屯地からの排水に強い御懸念の声があるということによく承知しているところでございます。このため、排水対策につきましては、今後、設計の中で漁業者の皆様御要望を踏まえて、佐賀県そして、有明水産振興センター様とも協力し、詳細な検討というものを進めてまいりたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、有明海、そして漁業への影響が出ないように、万全をつくす所存であるということでございます。

続いてその他農業への影響などについての御質問もございました。まず自衛隊機の騒音による農業への影響という御質問がございました。私どもとして、この自衛隊機の騒音というものが、例えば家畜や、農産物の生育、品質に影響した事例というものについては承知をしていないということ申し上げた上で、万が一にも、自衛隊機の運用が原因で、農業を営まれている皆様に損失・損害が発生してしまった場合には、関係法令に基づいて適切に対応し、必要に応じて、運用の改善などを行ってまいりたいということ御説明したところでございます。

続いて、自衛隊機の下降気流によるノリ業への影響という点についても御質問がございました。場周経路の飛行に当たっては、高度300メートル以上を確保するということから、この自衛隊の航空機による風圧、排気熱によって、ノリ業に影響が生じることはないと考えておりますが、これも繰り返しでございますが、地元の皆様に配慮しながら運用をできる限りしていくということについては、同様でございます。

続いて、ラムサール条約の関係、東与賀干潟への鳥類への影響はどうかという御指摘もございました。私どもとして、東与賀干潟の上空を飛行することは考えておりませんので、場周経路上の飛行による自衛隊機械の騒音や下降気流が与える影響はないというふうに考えておりますが、こちらについても、地元の状況に配慮しながら飛行していきたいというふうに思っております。

続いて1ページおめくりください。次に2点目といたしまして、安全性に関する御質問でございます。事故や施設配置、そしてその他という形で整理をさせていただいております。まず事故の関連で、私どもが御説明申し上げた説明資料の中に、オスプレイの特に米軍のオスプレイの事故率についての記載がなかったという御指摘がございました。いわゆる事故率につきましては安全上の一つの指標であることから、それのみをもって機体の安全

性の評価は適当ではないというふうに考えておりますが、その上で、海兵隊MV-22の直近5年分の、いわゆるクラスAと言われるカテゴリーの事故率については、2018年9月末時点で2.85、2019年9月末時点で2.50、2020年9月末時点で2.26、2021年9月末時点で2.05、2022年9月末時点で2.27、こういった形で推移してるということについて、口頭でも補足をさせていただきましたし、私どもとしても、引き続き適切な情報提供に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

その上で事故が起きた場合にはしっかりと補償してほしいというお声もございました。当然のことながら私ども、V-22 オスプレイを安全に運用するということが、非常に重要でございます。そもそもの機体の安全性をしっかりと確認しているということに加えて、隊員の教育訓練、そして、日々の機体の点検整備、こういったことを確実に実施をし、人的なミスによる事故が起きないように、安全管理を徹底していくということでございます。その上で、万が一にも、自衛隊機の運用が原因で損失損害が生じたという場合には、関係法令に基づいて適切に対応させていただきたいと考えております。

続いて施設の配置についても御指摘がございました。火薬庫と燃料タンクが隣り合っている。また、道路のすぐ近くであるということから、安全性の御懸念の声をいただいたところでございます。

まずこの施設配置につきましては、当然のことながら関係の法令に基づいて適切に計画をしていくということが大前提でございます。具体的には、火薬庫の設置については、火薬類取締法といった関係の法令に基づいて、堅牢な壁や土堤などの各種の安全対策を講じるとともに、近隣の施設に対して必要な保安距離を確保するように計画をまいります。また、燃料タンクにつきましても、消防法などの関係法令に基づいて、これも同様に必要な保安距離を確保するよう計画をまいります。

その他の御質問として、さらに駐屯地ができると、周辺国から狙われるのではないかと御質問がございました。これ私どもとしては我が国の全体としての抑止力を高めるということで、我が国に対する攻撃をそもそも思いとどませるといふこと、それをもって、佐賀空港周辺を初めとして、国民の皆様の安全安心な生活を確保する、こういった考え方でございます。その上で万が一にも我が国に対する攻撃が生じるような場合には、佐賀県を初めとして、国民の皆様の生命と財産を守るべく、万全を期してまいりたいというふうに考えております。

また、次の御質問としていわゆるシェルターというものについての御質問がございました。私どもが御説明した、いわゆる避難施設と申しますのは、何のミサイル攻撃時の爆風などからの直接の被害を軽減するための、既存のコンクリートづくり等の丈夫な建築物、または、地下の駅舎、地下街などの地下施設、こういった緊急一時避難施設を指したものでございます。これにつきましては、都道府県知事等の指定権者が指定を行うものでございまして、現在、政府の内閣官房を中心に、令和7年度までの5年間を集中的な取組期間として、指定を促進するなど、様々な取組を行っているところでございます。防衛省といたしましても、

こうした政府全体の取組と相まって、様々な種類の避難施設の確保を行ってまいりたいと、
いうふうに考えているところでございます。

続きまして住民の皆さんの理解という点について、御質問がございました。住民説明会を
引き続き開催してほしいとか、なぜ、このコロナ禍、そして年末年始の忙しいときに開催を
したのかという御指摘がございました。前提といたしまして私どもとしては、我が国を取り
巻く安全保障環境が一層厳しさを増している中で、島嶼防衛能力の構築、これは喫緊の課題
であると。そして、オスプレイの能力を最大限発揮するために、一刻も早く佐賀空港へ、オ
スプレイを配備をさせていただきたいという考えでございまして。このため、地元住民の皆様
への御説明ということにつきましても、できるだけ早期に実施できるように、佐賀県、そし
て佐賀市様とも調整をさせていただき、開催の運びとなったところでございます。

今後につきましても、これまでの住民説明会での御意見を整理をして考えてまいりたい
というふうに考えているところでございます。

4番目として経済への影響という点に関連して、佐賀駐屯地ができれば地元の経済が潤う
ということなのではないかと。宿舎には何人の隊員が住む計画なのかという御質問がござ
いまして。まず宿舎につきましては現時点で具体的な場所をお答えできる段階ではござい
ませんが、佐賀駐屯地が開設されれば、一般的には、約700から800名程度の隊員が来るこ
とが想定される。そして、相当数の隊員家族も帯同されるということが見込まれてるとい
うことに伴いまして、駐屯地内外での消費などの少なからずの経済効果は見込まれるの
ではないかというふうに考えている次第でございまして。

最後に5点目として、佐賀駐屯地の計画に関する事項、用地取得、そして駐屯地整備、米
軍利用という点についても御質問をいただきましたので、整理して御説明いたします。

まず用地取得に関しましては、地権者全員の同意が得られなければ、契約を取りやめるの
かという御指摘がございました。この用地取得に関しましてはこれまでも、地権者の皆様へ
の説明会など、やりとりをさせていただいているところでございます。今般、公害防止協定
のいわゆる見直しの御判断をいただいたということを踏まえて、地権者が所属されてお
ります有明海漁協の南川副支所とも相談の上、やりとりを継続してまいる所存でござい
ます。その上で、防衛省といたしましては、地権者の皆様の御意向を踏まえずに一方的に土地を収
用するようなことは考えていないということでございます。

続きまして駐屯地整備の関係で、格納庫には何基が収納できるのか。ほかの駐屯地で駐機
場に駐機している事例はあるのか。そして、この計画というものはいわゆる環境アセスメン
ト逃れではないのかという御指摘をいただいたところでございます。佐賀空港の西側に整
備をするものは、駐機場、格納庫、隊庁舎、燃料タンク、火薬庫等ということで、これは従
前から御説明申し上げているとおりのものでございまして、造成面積として約33ヘクタ
ールを見込んでいます。そしてこのうちの格納庫につきましては、機体の整
備などの運用面を考慮し、20から30機程度を格納庫に入れることができる計画としてお
ります。残りの機体については、駐機場に配置をいたしますが、海の前であるというよう
なこ

とも踏まえまして、駐機中は機体カバーをかけて、機体を保護するというようなことを考えているところでございます。なお他の自衛隊の施設、例えば、海上自衛隊鹿屋航空基地、海上自衛隊岩国基地、航空自衛隊の美保基地といったところで、一部の航空機を駐機場に駐機している事例もございます。防衛省といたしましては、部隊の効率的な運用や維持管理を踏まえながら、部隊運用に必要となる施設配置の範囲を33ヘクタールというふうに決定しておりまして、必要な施設はこの33ヘクタールの範囲内に配置をしようというふうに考えているところでございます。

最後に米軍の利用の関係でも御指摘がございました。米軍の常駐計画本当でないのか。米軍との共同訓練はしないしてほしいという御意見でございます。まず、佐賀県そして有明海漁協に対して、九州防衛局から文書によって回答申し上げているとおり、米軍の常駐計画というものはございません。一方で、沖縄に負っていただいている御負担を全国で分かち合うべきという、基本的な考え方にに基づきまして、全国のほかの空港と横並びの中では、MV-22海兵隊のオスプレイの訓練移転にかかる佐賀空港の利用について考慮させていただきたいというふうに考えているところでございます。しかし、この利用に当たって、佐賀県のみ負担が集中するという事は全く考えていないところでございます。今後とも地元の皆様の御懸念をしっかりと受け止め、十分な説明を行い、真摯に対応していきたいというふうに考えているところでございます。

以上が、昨年末以来、実施をされました住民説明会の御質問そして回答の概要でございます。そして、今後の住民の説明会、先ほども申し上げましたけども、につきましては、今までいただきました御意見などを踏まえまして、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

また、今後の陸自オスプレイの配備に向けた進め方につきましても、まずは駐屯地の予定地を取得させていただく必要がございます。この用地取得に関してはこれまでも、地権者の皆様への説明会など、やりとりをさせていただいており、公害防止協定の見直しの御判断も踏まえ、南川副支所とも御相談の上、やりとりを継続してまいりたいというふうに考えております。

そして、施設整備に関しましては、現時点において具体的な期間等をお答えすることは困難であります。先月、実施設計の契約をいたしました。これによりまして、今後具体的な工法や作業工程等が決まっていくことになろうかというふうに思っております。

いずれにしても、昨今の安全保障環境を踏まえまして、できるだけ早期にオスプレイを配備をしてまいりたいというふうに考えておりますので、委員の皆様におかれましても、何とぞ御理解、御協力をいただければ幸いに存じます。若干駆け足でございますが、私からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

○嘉村委員長

ありがとうございました。それではただいまの説明について、委員の皆様から御質疑を受けたいと思います。

○山下委員

5回の説明会、私も全部、出席というか傍聴も含めてさせていただいたんですが、この整理された表は、とてもよく分かりやすくはなっていると思います。

が、この中で、割と後ろのほうに書かれている点ですね、用地取得、今さっきまとめの中でも、用地取得のことがまずは先決だと言われたので、ちょっとここに関わって、幾つかお聞きしておきたいことがあります。

まず、地権者が、12月25日の住民説明会でも、土地が取得出来なければ計画は断念するのかという質問に対して、まさに今お答えになったような言い方をされましたよね。協定の見直しを踏まえ、地権者が所属する南川副漁協とも相談してというふうに言われているんですが、まず防衛省の認識では地権者は全部で何名、そしてその内訳はどのように認識されているのか。それから、駐屯地計画に関わる地権者は何名なのかというのを改めてちょっと整理してお答えください。

○北管理部長

管理部長の北と申します。よろしく申し上げます。

まずこのですね、地権者の方が何名おられてと、防衛省のどういう認識されてるかということ。それと駐屯地のつていう話でございました。

我々といたしましてはですね、今まさに、南川副のほうといろいろ相談やりとり等をおいてございます。これにつきましては、やはり財産の関係上相手方もいるということでございます、防衛省のほうからコメントするのは差し控えさせていただきたいと考えております。

いずれにしても、我々としては、今の安全保障上ですね、非常に厳しい状況にあるということで、我々は駐屯地を設置したいということで、願する立場でございます。引き続きですね、関係者の方々とですね、調整をしてみたいと考えております。

○嘉村委員長

地権者の人数は把握されてると思いますが。

○北管理部長

すいません。えーとですね、今我々が話として聞いているのが、約260名くらいということで。計画した予定地ってことですかね。今我々が聞いているのは南川副支所として関係する者として約260名というふうに伺っております。

○山下委員

全体数は出ませんが南川副に関係するのは約260名と聞いているということですね。それで260名と言われますが、地権者の中では、既に漁業をやめて漁協には入っておられない方もあるのではないかと思います、そこに関してはどのように把握されてますか。

○北管理部長

漁業をやめられた方がおられるという話は聞いております。ただちょっとすいません今ちょっと私のほうの手持ちとして持っています数字じゃないんですけど、それぞれ100数

名ずつおられて、足して 260 名という感じで承知しております。

○山下委員

今から用地交渉をしようというときにね、そういうその、何か曖昧な答え方でいいんですか。一体どなたを相手どって、土地交渉をされるつもりなんですかね。あのですよ。すいません、2021 年の 8 月に、防衛省として地権者アンケートをされていると思います。そこで、ある程度把握がなされているのではないかと思います、それに基づいてきちんと答えてください。

○北管理部長

おおよその数字ですが、南川副の今回のですね対象の関係で、組合の方が約 160 名くらいで、非組合員の方は約 100 名くらいという感じです。ただし、当然いろいろと人の数字は動いてる可能性があるんで、すいません、正確な数字はちょっと今、手元にございませませんが、大体約それくらいということでございます。

○山下委員

それぞれ言われたんですが、要するに 3 分の 1 くらいが非組合員となると、地権者が所属されている南川副漁協とも相談してというのは、ちょっとおかしくないですか。

○北管理部長

まずですねこういった交渉を続けていくときに、そういった情報を持っているというのはやはり、南川副支所になりますので、そこと相談しているということでございます。

非漁業者の方っていうのは当然昔やられていたという話もございますので、我々もやっぱりそういったところといろいろ御相談しながらやっていくのかなというふうに考えております。

○山下委員

情報を持っているという意味での南川副漁協ということであれば、そのようにされたほうが適切だと思いますのでちょっと言っておきたいと思います。それで、その地権者の土地の所有形態はどのように認識されてますか。

○北管理部長

はい、所有形態の御質問がございました。それにつきましては、やはり財産の関係で相手方があるということで、従来からですね、相手方もあるので我々としてコメントは差し控えさせていただくと。しかしながら、駐屯地予定地として必要だと。いうことでいろいろと理解と協力を得ていくということが必要なのかなというふうに考えておるところでございます。

○山下委員

ずっとそういう回答なんですが、なんかそこで納得出来ない部分があるのは、もう、今、本当にいろいろやりとりされてる、米軍が来たらどうかとか、排水がどうかとか、そこはそれでもいいんですが。そもそも土地の取得に関してのが 1 番、最初の作業でしょ。それを何ですかね、こういう所有形態にあると把握していると、だから自分たちとしてはこのような形で対応しないといけないと思ってるのかということはあるんだとは思いますが、

それを、相手方があるからどうこうという話ではないと思うんですね。

だから要するに聞いているのは、一括したものなのか、それとも分布されているものなのか。その辺の認識はどう考えてるんですか。

○嘉村委員長

そこら辺は漁協と、これから細かい話も、相手があることですから、そういうことでずっと一貫しておっしゃってるんですよ。

○北管理部長

そういう形態の御質問ですが、先ほど申し上げたとおりになってしまうんですが、我々としては、やはりこれも相手方の話でございます。ですので、やはり我々のほうからコメントするというのは差し控えさせていただきたいというのは、先ほどから答弁させていただいてるとおりでございます。

いずれにしても、我々としては、そういった調整を進めながら、理解と協力を得ていくということ。これは我々として努めていかなきゃいけないと考えております。

○嘉村委員長

いやもう、何か堂々巡りみたいになってしまいますからね。いやいや、だから、相手方がいらっしゃるから、しっかりとそこら辺は配慮しながら取り組んでまいりたいということでおっしゃってますから。

○山下委員

何でこのやりとりが擦れ違うかっていうと、相手方があるというのは、売るか売らないかという点については相手方があるというのわかります。それはそのとおりですが、要するに、区分所有になってますよとか、一括ですよとか、それぞれが分割して持ってますよとかっていう所有形態があるじゃないですか。そこはもう普通にシンプルに答えていただけるもので、相手方の関係はないんじゃないですかそこは。

○北管理部長

いやすいません、誠に申し訳ありませんが、やはり、所有形態の話、まさに財産に関する話なので、先ほどから申し上げてるとおりでございます。

○山下委員

把握はされているんでしょうか。もう8年かけてますけど、所有形態を防衛省としては把握されてるのか、相談しなきゃいけない状態なのか。そこは答えてください。

○北管理部長

まさに相手があるということで、そういった話で調整なり、相談なりしていくということになろうかと思えます。

○千綿委員

すいません、この答弁の出たことではないんですが、今木更津に暫定配備をされてますよね。多分、オスプレイが新しく来て、多分、計画よりか多くなってるのかなあという気がするんですが、そこで木更津で何かそういった排水とか、ああいう面で問題がなかったとは思

ってるんですが、そこら辺のことをちょっと教えていただきたいのと、防衛三文書が昨年末に閣議決定されたということでその影響が、例えばこのオスプレイの、この駐屯地に関して何か影響があるのかどうか、この2点教えてください。

○遠藤企画部長

お答えを申し上げます。まず先に前半の御回答、木更津につきまして、木更津駐屯地からの排水によって漁業影響があった事例があるのかということにつきましては、そういった事例はないものというふうに承知をしているところでございます。

また後半のいわゆる安保三文書というものにつきましては、私ども政府の安全保障環境についての見方というもの、そしてそれに基づいて防衛力整備等々についての方針というものを示したものでございます。一方で中身において、佐賀のオスプレイの配備計画が、具体的に変わったというものはございません。

ただ、繰り返しになりますけれども、安全保障環境厳しい、そして我が国の防衛力をもってですね、それを裏打ちとして外交でしっかりやっていくという方針が出ているという前提の中においてはですね、厳しいという状況はより鮮明化されているのかなというふうに思いますが、オスプレイの変更というものはございませんということでございます。

○千綿委員

あと1点。例えば、格納庫をつくって、今排水とか、諸問題がちょっと上がってきておりますけれども、例えば生活排水以外に、例えばオイルとかが1番心配されるものかなという気がするんですけど、多分沈殿槽とかつくってやられると思うんですが、そこら辺の計画、生活雑排水以外で、特殊な要因、例えばオイルとか使う部分というのが、もし何かあればですね教えていただきたいんです。それとそれの処理方法、もう分かっている時点で結構なんで、よろしくします。

○日下調達部長

どうも、調達部長の日下と申しますよろしくお願ひいたします。

完成した施設からの油等を含む排水といいますと、格納庫ですとか駐機場、そういった飛行機を置くようなところからの排水というのは油類みたいのを含んだ排水になるかと思えます。そういったものについては、油分離槽というものをしっかりと設置しまして、そこで、除去をして貯留槽という一時ためておくような場所に流すということにしております。

また、隊舎とか、事務室、そういったところからは、そちらは油というよりは生活排水になるかと思えます。そういったところにつきましては浄化槽等でしっかりと浄化してですね、それもまた、一時ためる貯留槽というところに溜めた上で、一気に流すのではなくて、ちょろちょろ状況を見ながら流していく。そして、それについては水質もしっかり確認していくという措置をしていきたいと考えております。

○松永憲明委員

排水対策について、まずお伺ひいたしたいと思いますが、いろいろ答弁もなされてきているわけですけども、それに触れられてない問題を今からお話ししたいと思うんです。

というのはですね、フッ素化合物。これが沖縄では、相当見つかってます、米軍のほうからですね。オスプレイ関係も、それから、この間千代田のほうで墜落をしましたへりの場合もですね、一切外部者を入れずに自衛隊なり、あるいは米軍のほうで全部対処されてますですね。ですから、どういったものが機体に関わってそういったフッ素化合物があるのかどうかというのが分からない状況なんですけども、現実には沖縄ではそういった被害が、化合物が検出されてきているという実態がございます。

ですから、その比重だとか、そういったことだけじゃない問題が発生する可能性があると思いますけども、これに関する見解はどのようなものをご考えられていますか。

○伊藤九州防衛局長

PFOAとかPFOSのそういう特定化学物質ですね、確かにいろんな沖縄とかで検出されているんですけど、これは昔いろんなフライパンとか、油をはじくものですからですね、いろんな形で家庭でも使っていて、自衛隊に関しては消火、油をはじくって意味で消火器ですね、消火剤として使っていたということがございます。これは自衛隊だけじゃなくてもいろいろなところで消火剤として使っていると、そういう形で基地の周辺でですね、そういう沖縄とかで米軍なんかも使っていたので出てるということがございますけれども、そこは今ですねそういう消火剤をですね、使わないような形でのですね、そういう取組をしておりますので、そこはしっかりとですね、環境基準を守ってやっていくということだと思います。

○松永憲明委員

そうですねへりの軸受のところですね、そういったものが使われているというように報道があったと思うんですよ。その点についてはいかがですか。

○伊藤九州防衛局長

すいませんちょっとそこはちょっと手持ちがないので確認いたします。

○嘉村委員長

確認するってことですから、はい。はいどうぞ。

○松永憲明委員

それではほかの件なんですけども、オートローテーション機能について安全性の問題なんですけども、これについては、おそらく自衛隊の防衛省のほうでは、それをきちっと検証する、知見をお持ちではないと思うんですよ。したがって、米軍のほうからの情報をもとに、こうですよというふうにおっしゃっていると思うんですけども、それでは、我々としてはちょっと納得出来ないんですよ。

やっぱり実際にオートローテーション機能があると言われるのであれば、実際に見せていただきたい。実地で見ていただきたい。それを見ないことにはですよ。分かりましたと、了解しましたっていうことにはならないんですけども、それいかが考えられますか。

○遠藤企画部長

オートローテーション機能というものについての御質問だと思います。若干釈迦に説法になるかもしれませんが、オートローテーションというのは飛行中にエンジンの出

力によらずにいわゆる空力というものだけで、翼を回転させて、揚力を得ていくという緊急の場合における手順でございます。この点についてオスプレイについても備わっているということは、従来から御説明申し上げてるとおりでございます。

その上でオートローテーション機能について、そもそもこういったものが必要になる可能性というところからまず申し上げたいと思うんですが、いわゆるこのオスプレイ 2 機エンジンがございますので、このどちらのエンジンも同時に故障するという状況でございますので、こうなる可能性というのは計算上 100 億時間に 1 回という、極めて低い確率であるというふうに、承知をしております。そういった場合であっても、乗員が安全に着陸できるようにという手順であるということがまず 1 点目でございます。

そして、なぜその実機でやらないのかと、シュミレーターだけでやるのかというふうに申し上げますと、先ほどの非常に低い確率ということに加えて、このオスプレイのシュミレーターというものは、非常に高性能なものを中心にリアルなものであって、両方のエンジンの出力が停止されたという状況についても忠実に状況を模擬して、訓練することが可能であるということから、オートローテーションの訓練については、このシュミレーターを用いて行えば、十分であるということでございます。

そもそも非常に可能性が低いと。というようなことと、シュミレータが極めて高性能であるということから、私どもとしては実機でなくても、オートローテーションの訓練ができるというふうに考えているということでございます。

○松永憲明委員

あのですよ、先ほど片方のジェットローターが故障した場合、片方があるからいいんだっていうような言い方なんですけども、それは全く違うんじゃないですか。あのですね、例えばですよ。オーストラリア沖でオスプレイが、他の艦に衝突をして海に落ちたっていう事故がございました。これ風を受けての問題だったと思うんですよね。片方が動いておればいいということにはならないと思います。エンジン、そこが機体全体を支えるようにはならない、構造上ですよ、そういうことにはならないと思います。力学的に、私はそうならないと思うんですよ。当然、傾いてしまうと思う。だからですね、墜落、ほかのところ当たってしまう可能性が高いと思うんですよ。

だから、これ先ほどからですね、アメリカ軍が言ったそのシミュレーションをもとにお答えをいただいているようなんですけども、アメリカ軍だって実際やったということはないと思うんです。ないと思うんですよ。そこを踏まえてですよ答えないと、さもあるんだとしきりにおっしゃるんですけども、そのオートローテーション機能があるんだとおっしゃるんですけども、アメリカ軍だってそれを実際、実証実験をしたということにはなっていないと。シミュレーションだけでしょ。そこをはっきり言ってください。

○遠藤企画部長

2 点お答えする必要があると思います。先ほどの御答弁の中で、2 機のエンジンが同時に故障する可能性は極めて低いということを申し上げた上で仮に 1 基だけになった場合ほど

うかという点でございます。これ一基が、片方側のエンジンが生きていれば、両方のローターを回転させて飛行を継続すること、これ可能でございます。こういうような仕様になっているということでございます。

また、そもそもそういう1機のエンジンになった状況、そういった段階において、予防着陸を実施するというようなことなどから、オートローテーションが必要となるような場面というのは、極めて想定しがたいであろうということを申し上げたいと思っております。

その上で今ちょっと手元にオーストラリアの事故についての事故調査の詳細、手元にないものですから、そのこのところとの物理、力学的な因果関係と絡めての御説明は出来ないんですけれども、その上で先ほどエンジンが2基、ということのみならず1機だけでもですね、両方を回すことができるんだということでございます。

そして米側が、実機でオートローテーションの訓練をしたことがあるかどうかということについては、それは今ちょっと手元に情報がございませんので、確認してお答えしたいと思います。ただ我が国よりもはるかに多数のオスプレイを保有している米軍であると、そして非常に高性能なシミュレーターを持っているという状況から、基本的にはないんだらうというふうに推測されますが、そこは確認をしてまた御答弁したいと思っております。以上でございます。

○中島委員

排水の件なんですけれども、先ほど、佐賀空港事務所の方にもお尋ねしたんですけれども、今のこの2か所の樋門で、排水対応できるのかどうかって、お尋ねさせていただきましたけれども、今後確認することになるという回答をされました。

それでは、前回、防衛省のほうからいただいた資料の駐屯地からの排水についての資料の中に、必要に応じ排水路及び樋門の改良も行いますっていうふうに書いてありますけれども、今の樋門で対応が出来ない場合には、改良するっていう認識を持っていてよろしいんでしょうか。また、その場合、どういったイメージといたしますか、県や市の費用負担のことですとか、またどのように連携をとって対応されるのかお尋ねいたします。

○日下調達部長

はい、排水の件でございます。まさに排水のですね、具体的な方法につきましては、今後行う実施設計の中で、有明海漁協からの御要望を踏まえて、まさに佐賀県及び、有明水産振興センターなどと協力してですね、詳細な検討を進めていきたいと考えております。

その上で、まさに必要に応じて、樋門、排水路ですとか、樋門の改良が必要となれば、また、運用も含めてですね、ここの管理者である佐賀県、また佐賀市ともですねいろいろと調整しながら、決定をしていきたいと思っております。

○中島委員

費用負担はどうなるんでしょうか。

○日下調達部長

現時点におきましては、私どもが実施する分は、当然防衛省のほうで検討しております。

ほかの費用分担については、特にまだ佐賀県とかまだ具体的なその方法とかも決まっておきませんので、協議しておりませんが、今後の相談なのか、そういったことになるかもしれません。

○中島委員

国の整備ということで、100%国が負担されるということではないですか。

○日下調達部長

まだ具体的な方法が決まっておきませんので、そういった予算の配分も含めてですね、具体的にそういう話をまだしているという状況ではございません。

○川副委員

駐屯地ですね、スケジュールについては提示されておきませんので分からないんですけど、やはり駐屯地域計画をスムーズに進める中で、漁業者、組合員ですね、と、地権者への理解が当然必要じゃないかなと思います。そのあとに用地取得の問題に入ってくるのかなと思います。

一つちょっと、懸念というかですね、漁協が公害防止協定の見直しをされた場合に、検討会の中でされたと思います。検討会の構成メンバーとしては多分、各支所の運営委員長だったと思いますけど、今度ですね、その運営委員長が組合に対して、公害防止協定の見直しの説明、これを多分していくはずだと思います。やはりそこで、きちんと組合員の方に説明をして理解を得て、次の段階に進むということになりますけど、ただこの時期がですよ、今当然漁期、養殖時期で、今年は、ノリの生育が悪いんですけど、大体普通だったら3月いっぱいまでノリの養殖が終わって、そのあと竹を抜いて、そのあとの話合いになるのかなということ、説明会ですね、漁協支所ごとの説明会になるのかなと思います。ただ、やはり説明会を早めに関催するのか、あと当然支所ごとの総会もありますので、総会のときに説明をされるのか、ちょっと分かりませんが。この運営委員長が、組合に対して、この公害防止協定の見直しの説明をするときに、例えば、防衛省、防衛局にちょっと参加してほしいという要請があれば、それは問題ないですか、ちょっとお聞きします。

○遠藤企画部長

お答えをいたします。まさしく、昨年に公害防止協定を見直しいただく前には、私どもとしても有明海漁協のオスプレイ等検討委員会のほうに何度も御説明をさせていただいたとかというプロセスがございました。その後、漁協の中において、どのような意思決定をされて、今後の各支所に置かれてどのような、その管理運営をされているのかというところについては、私どもとして今この場で、国としてお答えすることは適切じゃないと思いますけども。ただ、いずれにいたしましても、今委員御指摘のとおり、やはり各支所におかれてしっかりと御理解をいただいいてですね、経費の部分も含めて御理解をいただいいて、ぜひとも南川副であれば、土地の買収について御理解、御協力をいただきたいという考えでございますので、ここは細部、仮定の話でございますけども、御要望があつて、私どもとして御説明できるもの、場があるのであれば、そこはしっかりと丁寧に対応していくべきだと、

いうふうに思っているところでございます。

○西岡真一委員

オスプレイの事故率が資料に挙がってきております。大体下がったり少し上がったりとかを繰り返しているようですけれども、ちょっと基本的なところの理解で説明をお願いします。これ2.27とかいうこの数字、確か飛行100万時間のあたりか何かは何回起きるかと言ったようなもんだったと思いますけれども、ちょっとこれ確認させてください。

○遠藤企画部長

お答えいたします。まさしく事故率というのは、飛行時間ごとにですね、どの程度の事故があるかと。いうことからお出しをしているものでございますが、10万飛行時間当たりの、いわゆるクラスA飛行事故というものの件数を事故率と呼んでございます。

お時間いただいてクラスA事故と言いますのは政府、それから政府の所有財産への被害総額が2009年から2019年であれば200万ドル以上、それ以前であれば100万ドル以上、現在では250万ドル以上という一定の金額の目安がございまして金額を上回る被害が出たもの、また、あるいは、機体が損壊した、死亡等の事故が起きたといった一定の基準を満たすものは、すべからずクラスAということになりまして、繰り返しになりますが、10万飛行時間ごとに何回起きているかということで、この事故率というものを出しているところでございます。

○西岡真一委員

これは機体の設計に起因するものと、原因がですね、それから人的ミスによるものと、あると思いますので、たしかそういうことで、事故率だけをもって指標とするのは必ずしも適当ではないという説明を以前にしていらっしゃったかと思います。大体そういう理解でよろしいでしょうか。

○遠藤企画部長

おっしゃるとおりでございます。先ほど私から御説明申し上げたとおり、被害総額が高くなればその段階でクラスAというふうに位置づけられます。例えば事故の形態として、オスプレイが地上に駐機しているところに、例えば誤って車両が突っ込んでしまい、修理の費用が高額に上ったという場合も、オスプレイとしてのクラスAの事故に入るというようなことなどからですね、この事故率という数字のみをもって、機体の安全性を評価するということは適当ではないということを申し上げているところでございます。

○西岡真一委員

あくまで、ですからこれは参考指標という理解かと思えます。これもう以前の説明会などで突出して高いものではないという説明を受けておりました。確かに政府の要人が乗るようなですね、確か大統領も使ってたと思いますけれども、これもちょっと確認でそういう理解でよろしいでしょうか。

○遠藤企画部長

対比ということで申し上げますと、MV-22の2019年9月末の事故率が2.50。そして、新

しいものございます 2022 年 9 月末時点では 2.27 になってございます。そして、同じタイミング 2002 年 9 月末時点で、海兵隊全体としては海兵隊の航空機全体としては 2.59 であるということに鑑みましても、海兵隊の機体の中において、MV-22 の事故率が突出して高いということはないのかなと思っております。

○嘉村委員長

はい、よろしいでしょうか。時間のほうはですね大体 11 時をめぐりにしておりましたので、頭に置いていただきたいと。それでは、質問は簡潔にお願いしたいと思います。

○堤委員

関連ですけれども、他の資料いろいろ見てますとね、日本ではオスプレイの飛行実績は少ないんで、米軍の中でのですね、見ておりますと CH47H チヌークなんかはですね、もっと高いということで 3.04 ぐらいですか。2021 年からのデータではですね、3.04 ということで。それでも、それでも全体の全機種の中でいくとかなり下位のほうで、非常に少ないということ認識のようなんですけれども、そういった考え方でよろしいですか。それが 1 点。

○遠藤企画部長

ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思っております。今 CH も含めた詳細の数字は手元にございませぬけれども、全体として見てきたときにですね、MV22 の事故率というものは、相対的にも大分下がってきてるのかなというふうに考えております。

○堤委員

それからもう 1 点先ほど木更津の話が出ましたけれども、ロケーション見ておりましたもね、海べたで、やっぱり漁業の心配とか、それからすぐ横はもう住宅街、それも昔からのですね古い家並がいっぱい並んでるような場所じゃないですか。そこでの騒音苦情とかそういったものってのはないんですか。そこだけちょっと、教えていただければと思います。

○遠藤企画部長

現在、木更津駐屯地のほうに暫定的に配備をさせていただいているところでございます。で、暫定配備をお受けいただくに当たりまして、御地元の皆様と、いわゆる協議会というものをご設けさせていただいているところでございます。そういった中において、やはり委員御指摘のとおり、近傍に住宅地があるというようなことから、音の苦情といったものも含めてですね、承ってるというふうには承知しているところでございますが、一方で排水の関係での被害というものについては、現時点で承知をしていないということは先ほど御答弁申し上げたとおりでございます。

いずれにせよしっかりと丁寧にですね、情報提供だとか、やりとりをさせていただくことが肝要かなというふうに思ってる次第でございます。

○堤委員

聞きたかったのは騒音による住民からの苦情とかですよ、それからそれに対する何か防音対策とかそういったものを要求されたとかそういったことのほうを、聞いております。

○伊藤九州防衛局長

委員おっしゃるようになりますね、木更津に関しては、もう住宅地にかなり近接、そこは佐賀空港とはちょっと違うのかなと思ってますけど。木更津に関しては洗機場、飛行機を洗う場所ですね、そこが住宅地にかなり近かったということで、そういう形でのオスプレイがエンジンをかけて行う洗浄に伴う騒音ということは受けておまして、そこはいろんな協議会、現地の協議会がありますのでそういう苦情を受けて、しっかりと対策をとるようにですね、これからしていくというふうな話合いが行われおります。

○永淵委員

どうしても安全性の問題から入らなきゃいけないということで、この今回参加者から出た経済の影響の質問とかすると、時期早尚な雰囲気あるんですが。

取りあえず、私がやっぱり 700 とか 800 とかいう方が来られるところにちょっと、自分はポイントが、何かそういうことを聞くと、そんなに来られるんだと、佐賀県も人口が減とかこないだ新聞載ってたなとかいろいろ考えたりするんですけど、ここに書いてあるように、少なからず経済効果が見込まれるものと考えていますというは、一言入っておりますけれども、この佐賀でどうなっていくかっていうことを言うとやっぱり、どうしてもまだ時期早であるとかいろいろとやってることが多いということになると思うんですけど。

例えばほかのエリアでですね、自衛隊員さんが入ってこられてこういう変化が起きたとか、こういう経済効果が起きます、また、入っていく上での治安的な、こういう隊員さん教育をしてとかですね、そういう情報とかも、何か自分は何か資料でいただければいいと思うんですよね。で、なぜそうかというんですね、少し警察関係者の方と話したときにおっしゃってたんですけど、やはり治安のことですね、やっぱり隊員さんがそういうところで違法風俗とかに巻き込まれないようにとかですね、非常にそういうところは、防衛のほうでもマナーは、そういうことにならないようにということも努力をされてるとも聞いてます。で、実際そういうことも起こるようなところもあるとも聞いてて、その辺りが結構あるなということも聞いたので、何か私は、経済のところ、佐賀で語られないので、ほかにはこんなことしてるとかこういう地域コミュニティー等の関わり方こんなかわり方をしていた、何かそういうのがもう少し私はいただけたら参考になると思うんですけど、そのあたりいかがでしょうか。

○遠藤企画部長

御質問いただいたとおりでございます。まず、私どもとして防衛施設を設置したり、それからそこで様々な活動をする運用させていただいたりとかすることによって、その周辺の住民の皆さんに、例えば生活や経済活動というものが影響がある、結局あるという場合には、そのための法律ございまして、環境整備法と呼ばれるものでございますけれども、この条文に基づいて、地元の地方公共団体が行います例えば道路の整備だとか、漁業用の施設、そしてあるいは公園やごみ処理施設、無線放送施設といったものの整備のため費用の一部を補助させていただく、こういった事例というものは日本全国様々な駐屯地等でやらせていただいているところでございます。

いずれにせよ仮に佐賀に来た場合にはというところは、まさに議員おっしゃるとおり時期尚早かもしれませんが、地元の地方公共団体とも調整をとということになるかと思えます。ただ、一般論として申し上げますと、そういった形で地元の要望事項を踏まえた形ですね、住民の生活、皆様の生活というものが、よりよくなるような形になるようにということについて、幾ばくかのお手伝いをさせていただいているという事例が多々ございます。

まとまった形でお示しできるのであれば、今後検討してそのようにしてまいりたいというふうに思っております。

また、その治安等々へのなかなか目に見えにくい部分への影響という部分の御質問だったかと思えます。自衛隊、当然のことながら公務員でございますので、法規を守って適切に行動するということが大前提であるということに加えまして、例えば、御近所での活動、非常にやはり体力のある若い者も多いというような中でですね、ボランティア活動に協力をさせていただいたりだとか、ちょっと大雨が降ってと大変だというときには、部隊総出です、地元のお手伝いをさせていただいたりだとか、それから様々な駐屯地まつりとか、そういった形での、その後自衛隊への御理解をいただくための取組だとか、そういうこといろいろと意を用いまして、やはり我々もその、地域のコミュニティーに入って受入れていただきたい、いうところございますので、そういったことについては、ぜひいろいろと地元と相談させていただきながらですけども、知恵を絞っているいろいろとやってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○嘉村委員長

よろしいですね。すいません。大体防衛局のほうには、11時までということをお願いしておりました。もう予定の時間過ぎておりますので、あと1問ぐらいで収めさせていただきたいと思えます。

○山下委員

なかなか一般質問だと又聞きになってしまうのでこういうチャンスは大変貴重なので、すみません。先ほどの事故率の関連です、クラスA事故の説明の中で、政府の所有財産への被害が200万ドル以上、今は250万ドル以上、以前は100万ドル以上だったということはですよ。要するにその基準となる被害額が、もうずっと上がってきてれば、クラスA事故の認定が変わってきてということにもなるかと思うんですが、それでですね、ここには口頭で説明された数字は資料で示してもらってるんですが、要するに会場では、そういうのをちゃんと示してもらいたいという話だったですよ、ずーっと何回も全部、配備要請の当初の資料には、事故率の資料が出てたんですよ。今回載ってないので、それ以降8年たっているから、やっぱりその間、さっきのオーストラリアの事故は2017年ですから、ここで示してる2018年にも入ってないというかねなんか、そこら辺ちゃんと示してもらいたいというのが一つと、どの時点で、基準となる被害額が変わったときにどうなってるかっていうのがちゃんと分かるように、そこは推移をですよ、一応示してもらいたいというのが一つ。

それで、もう一つは、これ、だから今無理だったら、後からの資料でもいいんですがね。

それですね、今後の説明会のときには、やはりきちっとそういうのは口頭で数字言われてもよく分からないので、そういう資料は、やっぱりつけていただく必要があるのではないかと。もう一つは死亡事故ですね、簡単なというか、とめてあるところに衝突したらとかいうのもありますからと言われ方しますが、一方で死亡事故が起きてるわけですので、4人亡くなった、3人亡くなったとかですよ。だから、どういうものだったかっていうことはね、やっぱりそこに、前は載ってたわけだから、ちゃんと載せてもらいたいと思いますがそこら辺はどうなんですか。

○遠藤企画部長

いただいた御指摘は適切な情報提供を行うべきであるということだと思しますので、事故率の経緯の資料の御提示も含めてですね、しっかりと検討して適切に対応したいというふうに思っております。

○嘉村委員長

すいませんもう予定の時間をもう5分も過ぎておりますんで、大変申し訳ございませんが、本日の駐屯地計画に関する防衛省の質疑をこれをもって終了させていただきます。

参考人の皆さんは、御退出されて結構でございます。

ただいまから、10分間休憩に入りたいと思います。ということは11時15分再開ということになります。よろしくどうぞ。

◎午前11時6分～午前11時15分 休憩

○嘉村委員長

お揃いになりましたので、これより再開をさせていただきます。次の3番目の市の対応状況についてということでございます。準備いただきました資料に沿って、説明をいただきたいと思っております。どうぞ執行部。

○古賀駐屯地調査室長

それでは説明をさせていただきます。御手元の佐賀空港の自衛隊使用要請に係る対応についての資料に基づいて御説明いたします。よろしく願いいたします。

まず1の第3回特別委員会以降の動きですが、2月5日に東与賀・諸富校区の説明が開催されました。次に、2月9日、先週ですね、防衛省への疑問点等の再々照会を行いまして、週末に、2月10日にですね、回答がありましたので、その内容の確認を行ってまいりました。今回ですね、そういうことで別紙1に質問、別紙2に回答という形で、資料をつけさせていただきます。

次に2の東与賀・諸富校区説明会につきまして、2月5日、日曜日、14時から16時15分まで防衛省九州防衛局の主催、佐賀市の協力、佐賀県の参加で、東与賀小学校屋内運動場において、東与賀校区、諸富校区にお住まいの方を対象に開催をされました。89名の参加がございまして、米軍の佐賀空港利用、排水、環境への影響などに関して、質疑応答や意見が出されたところでございます。

続きまして3の防衛省の疑問点への照会についてでございます。先ほど説明をいたしま

したとおり、資料の方を、別紙1、別紙2として添付しておりますが、概要についてですね、別紙3でまとめてございますので、それに基づいて説明をしたいと思います。先ほど防衛省のほうからも説明ございましたけれども、若干内容的には重複する部分があるものでありますが、その辺ご了承をいただきたいと思います。

まずこの3回目の質問は、2回目までの回答の精査、それから、東与賀・諸富校区説明会での質問などを踏まえ、質問をいたしましたものでございます。その主なものですが、まず1ページのほうを御覧ください。1、オスプレイの安全性についてです。ここでは、機種の違いと事故率についての質問をいたしました。それに対し、MV-22、CV-22、V-22は、機体構造や基本性能は同じであるが、運用環境や運用要領の違いがあること。そのうえで陸上自衛隊V-22と同様の運用がなされているMV-22の直近5年分の事故率と、米海兵隊航空機全体の事故率が回答されております。

続いて2、施設配置についてでございますが、1点目の新たな格納庫の設置につきましては、追加の格納庫を整備する計画はないこと。それから2点目の宿舎の設置場所の考え方につきましては、宿舎の規模を周辺環境など、諸条件を総合的に勘案し、検討することというふうにされております。

続いて3、環境への影響についてでございますが、1点目の低周波音への影響に係る住民対応について、地元の意見を踏まえ運用するなど、寄り添った対応に努めること。また、調査研究について引き続き注視をし、今後、環境基準が定められた場合には、関係法令に基づいて適切に対応していくこと。それから、2点目の貯留槽及び浄化槽の設置場所については、部隊運用に必要な施設配置の約33ヘクタールの範囲内に設置をすることが回答されております。次に資料の2ページのほうを御覧ください。3点目の西側に隣接する土地の利用予定については、新たな施設整備は考えておらず、自衛隊の教育訓練などを目的とした活用を考えているとの回答がございました。

続いて4、産業への影響についてでございますが、1点目の有明海上空での低空飛行に対する懸念については、まず有明海上空では実施しないこと、それから、騒音等佐賀空港周辺の住宅等の環境に与える影響は少なく、また、下降気流による地上及び海上面への影響はないと考えていることが回答されております。2点目の排水対策の進め方につきましては、有明水産振興センターの有識者等から意見を聴取すること。また、有明海漁協からの要望の聴取や排水対策の説明方法について、有明海漁協と相談し、対応を検討することが回答されました。

続いて5、道路交通等生活環境への影響については、駐屯地の設置・運用が住民生活等に及ぼす影響への対応や配慮について、駐屯地の設置運用が地域に及ぼす影響に特に配慮しつつ、市民の不安や懸念を解消し、地域の発展につながっていくよう、佐賀市と協力して対応していくことが回答されております。

続いて6、民間空港としての佐賀空港への影響についてですが、佐賀空港の利用可能時間を超えることはなく、民間空港としての使用に影響を与えないことが回答されました。

続いて、7、ラムサール登録湿地への影響についてですが、東与賀干潟の影響ですね、については東与賀干潟の上空を飛行することは考えていないこと。それから自衛隊機の騒音や下降気流が、東与賀干潟の自然環境に与える影響はないものと考えていることが回答をされております。

続きまして、8、訓練内容についてでございます。オスプレイの山間地域での訓練計画については、現時点で具体的な計画はなく、決まっていないということが回答されております。

そして最後に次の3ページのほうにいきますが、9、苦情処理相談体制の充実につきましては、訓練飛行等の情報提供について、関心が高いことにも鑑み、地元寄り添った対応に努めると。またオスプレイに関する飛行情報の提供については、佐賀県及び佐賀市とも相談していくことが回答をされております。

それでは恐れ入りますが、本文のほうに戻っていただきまして、最後の4の今後の取組のほうですが、引き続き疑問点の整理を行いながら、また、説明会での意見などを踏まえまして、論点整理を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、防衛省や県の動向、市議会の御意見などを踏まえながら、対応を検討してまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

○嘉村委員長

ただいま再々照会を防衛省に求められた内容について説明いただきました。

ここで委員さんから御質疑をいただきたいと思っております。質疑のある方は挙手をしてどうぞ。

○山下委員

お疲れさまです。2月9日に、議会にメールでお知らせをいただいて再々質問状を出しますので、提出後には、ホームページでも掲載しますと書いて、早速拝見したんですが、回答はいつまでと書いてないし、どうなるのかしらと思っておりました。

昨夜見てもまだ載ってないと。今見ても載ってないので、回答はないんだろうと思ってたら、10日にあったということなので、そこら辺の情報の開示のタイミングですよ。

本当、13日に特別委員会もあるし、それまでに回答を求めているのかなあと思ってたので、しかも回答されてるわけだから、相手は10日に返してるのにね。載らないというのでは、向こうも防衛省もあーあと思うかもしれないので、そこら辺はちょっと迅速な対応が必要ではないかと思うんですが。

○坂井総務部長

先ほどの山下委員の御意見でございますけど、我々もですね、迅速にやっぱり対応しなくちゃいけないというふうには思っております、これまでそのような対応に努めてきたところでございます。

ただ10日の日がですね、ちょっと夜だったもんですから、カレンダーでいきますと今日は次の日になりますもんですから、今日、まず特別委員会のほうで御報告させていただいて、そのあと掲載をしようというふうに考えてございます。いずれにいたしましても情報の公

表についてはですね、今後とも、できるだけ迅速に対応するよう努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○山下委員

迅速にという点では別に、配慮してもらったかもしれませんが、特別委員会を待たずに、もう返してくれたらなるべく早くということはぜひされたほうが、一般市民に対してのことは大事な部分だと思いますので、よろしくお願いします。

それともう一つですね、今後の対応に関して、回答との関係でもあるんですが、例えば、北部山間地域での低空飛行訓練に関して、特に今まだ決まってませんという回答ですよね。

ところが、前に、配備要請の頃には、現実にも普通のヘリでもやってるから、オスプレイも多分することになるだろうというのが昔の特別委員会での参考人招致のときに答えていらっしやったんですよね。だから、そことの関係でどうなのかなと思って。

それで、オスプレイでなくとも、要するに目達原のヘリが移駐してきて、訓練するということはありうるのかということも含めて、やっぱり考えておかななくてはいけないと思うんですよね。そうなったときに、説明会が、佐賀空港近辺だけを対象にした地元のっていうので年明けはなってるので、ちょっとこれはもっと全体で参加できる場をちゃんと設けていただきたいわけですよね。

だから、北部も含めてっていうこともずっと言ってきたと思うんですが、そこら辺はどう考えてるのか。県のこの前の説明会のときの回答でですね、全体が来てもらうのは、年末にやった3回でやりましたっていう言い方だったんですよ。だからそれはちょっと違うでしょうっていう声が結構、東与賀・諸富でも出てたしですね。だからその辺は、佐賀市全域を考えて、もうちょっと説明会は求めるべきと思いますが、そこどうなんですか。

○坂井総務部長

説明会の件でございますけれども、この問題ですね、平成26年7月に当時の武田防衛副大臣が使用要請をなされて以来、この間、約8年ちょっとたちますけれども、26年、28年当時は川副校区で説明会をなされたということでございます。

その後、説明会がなされてなかったということでございましたもんですから、昨年11月1日に協定覚書附属資料の見直しがなされて以降ですね、我々のほうで、説明に県あるいは防衛省からこられまして、我々としては市民に寄せた対応をとということを求めてきたわけでございます。

それを受けましてですね、県民と県にお勤めの方を対象に3回説明会を開催されまして、その後ですね、校区の川副町、あるいは東与賀、諸富の方々を対象とした説明会を開催されたところでございます。我々としてもですね、今後とも防衛省に対しましては、真摯な対応を求めてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○山下委員

ですから、真摯なという一般的な話でなく、もっと違う場所も含めて、だから北部とかも含めてとかね、そうやってできるところを増やしていくという考えはどうですかって聞いて

るんですが。

○坂井総務部長

先ほど申し上げましたように、我々としてはですね、防衛省に対しまして今後ともですね、市民に寄り添った対応を求めてまいりたいというふうに思っておりますということです。

○千綿委員

一応再々照会をしたときに、防衛省の答弁で、前回答えた通りっていう文言が幾つかあつちやなかですか。やっぱり役人はさ、ここはやっぱりもう少し考えて、あなたたちも質問せないかんすよ。同じ質問を何回でんしたって一緒やないですか。実際言って、前の答弁から変わった何か理由があったら別ですよ。だからここに何とか回答したとおりにっていうような質問を僕は出すべきじゃないと、個人的には思います。

○川崎駐屯地調査室副室長

この質問につきましてはですね、住民説明会の御意見、またこういった特別委員会での御意見等を踏まえまして、質問を設定させていただいております。前回1回目、2回目と質問した項目でも再度質問した項目も当然ございますけれども、やはり声としてですね、非常に強く御意見があったものについては、再度確認をすべきというところで、質問の設定をして質問させていただいたことでございます。

○千綿委員

あなたたちが同じようなことをされたとき、どがん思うですか。だからいろんな、向こうは質問する側の変化があつたかもしれんけども、同じようなことを聞かれたって、結局回答したとおりで。例えば僕たちが一般質問するときも、同じような質問する時も前回部長が答弁したとおりにしか言われんじやなかですか。それをええよつたら逆におかしかでしょ。そこは考えないかん。よっぽど何らかの理由がないと、前回回答したものから変わった理由を書くとかしないと僕はおかしいと。同じ立場でどうします。前答えとるやんって言う話になるわけじゃないですか。それは重々考えていただきたいと思います。

○嘉村委員長

そうですね、これまでの回答以上のものがあればですね、問合せをするというふうになると思います。

○堤委員

防衛省のほうに聞けばよかったことなんですけども、職員がこちらのほうに来られるということですね、700から800名だろうということでございますけれども。

以前、それこそ何年前かな、県の論点整理とか、そういった議論の中でですね、聞きましたときには、数は確かに800名という数字を言われました。で、そのうち独身者300は宿舎に住みます。いわゆる基地内の宿舎に住みます。あと500は妻帯者ですから、近辺にまた宿舎をつくるなり、そういった住むところを確保して住むことになるだろうというふうなお話があったんですが、これってのは、基本的には変わってないんですよ、ベースはね。

確認です。

○古賀駐屯地調査室長

その件については、変わっていないと思います。

○松永憲明委員

先ほどの北部地域エリアでの訓練についてなんですけども、これ1番最初ですね、説明があったときには、この前の特別委員会でその中で説明があったのはですね、どういうルートを通っていくのかっていうことがですね、言及されとったんですよ。川沿いを通っていきますとか、川の上を通りますとか、そういう話が具体的にあってとったわけですね。

恐らく防衛省のオスプレイのですね飛行空路、空域といいますか、そういったのが設定が全国的になされておったと思うんです。そこら辺もあわせてですね、確認をきちっとしておいていただきたいと思うわけです。

それから2点目なんですけども、格納庫の問題です。もう造りませんとおっしゃっておりますけども、塩害についての認識があるのかどうか、つまり台風が来たときにですよ、九州の西側を通して台風が北上していく場合に、有明海から海水を巻き上げ、海水を含んだ潮風がふきつけるわけですね。特に秋頃の台風を見ていきますと、塩害によって稲が枯れると、稲の葉が枯れるという実態が何回もあっております。ですからそういったことも、防衛省が認識されているのかどうか、カバーをかけますというふうにおっしゃってるけども、機体数がですね相当な機体数でありますのでですね、そういうことをわざわざするのかどうかっていう、非常に疑問に思うわけですね。ですから、その認識をお尋ねいただきたいなと思います。

それから3点目ですけども、騒音の問題についてはもう再調査しませんと、こういうふうに言われておりますけども、実際の飛行の在り方ですね、実際のオスプレイが佐世保の相浦駐屯地に行く場合、どういう形態で編隊を組んでいくのか。そういうところをですよ、きちっと防衛省に問合せする必要があると思うんです。だから、それに合わせた形での飛行をしていただいて、騒音の実態をもう一度確認をするということはこれ極めて重要だと思います。実際配備されてですよ、いやそんなはずじゃなかったよと思っても、そりゃ後の祭りでありますからですね。そこはきちっとすべきではないかと思いますが。

○嘉村委員長

今3点ありまして格納庫については、もう既に何回も住民説明会でも出てますし、回答のほうも出ております。塩害の認識は、それは当然おありだと思います。さっきの話じゃないけど、今まで回答に得たそれ以上のものがあればですよ、それは問合せも可能ですけど。

こういう場合は、委員さんにも諮りながらですよ、問合せをするかしないかというのは、協議したいと思いますけど。

飛行のいわゆる、飛行空路訓練のですね、これについては、あらかたやっぱし考えてあるでしょうから、問合せできるんですかね。いずれしても、答弁お願いします。

○坂井総務部長

はい今3点御質問ございました。まず飛行ルートでございますけども、我々の照会回答の

中でもありますようにですね、北部地域ということではないんですけども、通常の飛行としてはですね、場周経路でまず行ってですね、場周経路からあっちこっちに多分行くことになろうかと思えますけども、そのときの任務というか訓練内容によってですね、その時は例えば川の上を飛ぶとかですね、国道の上を飛ぶとか、あるいは市街地を避けるとか、あるいはその病院とかそういうふうな重要な施設を避けるとか、そういうふうなところを飛んでですね、避けて飛ぶというふうなことをこの照会等の中で答えられております。それが一つ。

もう一つの塩害のことをございますけども、塩害かどうかということではなくてですね、やっぱり海べたに、なんていいですか、基地がある例も幾つか紹介がなされて、過去の質問、我々の照会回答の中でありました。そのときにやっぱり説明会の中でもですね、防衛省の担当の方から御発言ありましたようにですね、やっぱりその1基、かなり100億円台の機体なので、それについてはやっぱり防衛省としてもね、やっぱり大事に扱わんといかんというふうな御説明がなされておりましたから、そういうことも含めてですね、適切な運用がなされるものというふうに思っております。

それであと騒音についてでございますけれども、先ほど私が申しましたようにですね、まず場周経路まで上がってですね、それから飛んでいくということでございますけども、先ほど申し上げましたようなルートを通してですね、飛んでいくものだろうというふうに思っておりますし、そういうふうな回答がですね、この説明の中で、公文書として提出をされているところでございます、以上でございます。

○嘉村委員長

よろしいですか、ほかにどなたか。

ないようでありますので、職員の皆さんの御退出、結構でございます。委員さんしばらくお待ちください。

それでは次に委員間協議に入りたいと思います。

本日の参考人招致で、気づかれた点など、委員の皆様から何かございませんか。

○千綿委員

まず3点ほど、この特別委員会の運営について、僕すいません、1月25日がちょうど所用でこれなかったんで、そこで議論されてるのかなと思ったら、前は言わなかったんですが、どうも調べてみるとされてなかったようなんで。三つほどちょっと、この委員会の進め方についてですね、ちょっと皆さんで御議論いただきたいなと思っております。

ていうのが、平成29年12月議会で、第5号決議ということでオスプレイのこの決議をしてるわけですね。実は私の感覚は、会派の中で特別委員会を設置するときも言ったんですが、この決議を踏まえて、やっぱり議会としてやっていかなきゃいけないというのが私の認識であります。それを、会派の中でもずっと言ってきましたし、多分、会派長会議の中の調整会議の中でも言われていると思うんですが。これはやっぱり議会として決議をしてるっていう事実をやっぱり考えていかなきゃいけないということで、ぜひそれを重要視していただきたいなというのが1点と。

先ほど、委員長が、委員からもいろんな例えば樋門を見に行こうとか、いろいろ前回も意見が出たわけですが、それをそのまま取り上げるのではなくて、やはり委員にやっぱり聞いて、賛成が多ければ行く。仮に、例えば樋門に行くとかの問題も、例えば防衛省に言うのも、それは言わんでよかろうという部分、私はさっきの意見の中ではありましたんで、それは委員に諮った上で、言うのか言わないのか、例えば視察に行くのか行かないのかっていうのを決めていただきたいなと思ってます。

3点目については、やはり私1番最初の特別委員会にも所属しておりましたので、前回の委員会でも出ましたように騒音の問題とかありました。そのとき騒音を測ったりもしてるんですね。やはり二つの委員会の中で出た議論をまた同じような質問されるっていうのは、非常にいかななものかなと思いますので、委員の報告というか、二つで出来てると思うんで、その委員長報告書なり経過をですね、1回やっぱり、経験されたことがない方は1回通読しとっていただかないとですね、そのときまで議論が戻っちゃうんですよ。

だからそこを考えたときに、やはり当然、この特別委員会は多分重要な委員会だと思うんで、そこはちゃんと理解をした上で、委員会に臨んでいただきたいなと思ってるところです。以上3点を提案としてさせていただきたいと思っております。

○嘉村委員長

ただいま千綿委員のほうから3点、1点目については、平成29年12月19日でしたか、5号決議ということで行っておるわけですし、この重み、これを言わば前提とした協議が必要であろうということでもあります。2点目に、視察等について一応ここで諮って、賛成者多数であれば実施してもいいんじゃないかという御意見です。それから、もう一つ、これまで議論した内容については、過去に特別委員会も2回ほどやってますし、いろいろ照会してですね回答が出た分もありますから、それについては、これ以上の質問とか問合せとかいうことはもう控えたらいいんじゃないかという3点の提案がありました。皆さんの御意見を伺いたいと思います。

○堤委員

私も全くその通り思っております。過去に2回、特別委員会つくっておりますので、委員長の報告書も出来ております。その中で、特に事故率の問題で、当時非常に事故が続いたりしましてですね、議論になったことはよく分かりますが、これについても一定の判断をするわけですね。それはオスプレイそのものが持つ機能のですね、問題ではなくてという技術的なですね、問題だというふうに、一定のまとめが出来てるわけです。それを、その後ですね、時間がたったわけですから、その後大きく事態が変わってるとか、大きな結果が見つかったというのであれば、また再燃して議論する必要がありますが、むしろ、今の状況でいくと、事故率はどんどん下がってきているということからいけばですね、この話をいつまでもここで議論するってのはですね、いかななものかというふうに思っております。

いずれにしても、前回までのですね、特に県の論点整理と同じようなことを今やってくる部分がありますんで、ここら辺は1回、それぞれ通読をしながらですね、何か差異がある

のかそれともないのか、ここら辺については早めに整理をしてしまえば、次の議論ができるんじゃないかないうふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思つてます。

○山下委員

委員会の進め方については、オスプレイの決議は、平成29年に確かに上がっていますが、私は全会一致で上がったとか言うならばまだ分かりますが、反対が15人、いや、本当に、つまり賛否が議会の決議ですが、その上がり方の問題があります。そして現実には、賛否両論あるという中で、どちらに立つということではないというのが、この調査特別委員会の出発点だと思います。そこは、何度も確認したと思いますよ。進める委員会ではないと。

しかも、特別委員会の設置に関しては、改選のたびに、もっと設置したらいいんじゃないかっていう要望の声もあったときに、いやまだ特に動きもないからと何かあったら設置しましょうということを書いてきたと思うんですね。それで、今回は、漁協の協定の見直しという動きもあったということもあって、今回こうやって設置されてると思います。

ただ、本当に全体として8年経って、間であんまり動きが見えなかった中で、この急激な動きの中で、もう1回きちんと整理をしていこうと、議会のメンバーも変わっているわけですから、そこは前言うたからというだけでは済まない部分というのは当然あると思います。

それから世の中の動きのほうもいろいろ変わってる部分もあると、その中でどう考えるかっていうことは確かにあるでしょうが、そこも踏まえてですね、きちっと一つ一つ考えていくという場がこの調査特別委員会だと思いますので、私はどういう立場であれ、これについて調査をすべきではないかっていう提起があったら、それはなるべく取り入れる方向で考えていけばいいのではないかと思います。

そこは忌憚のない形で、それを先ほど委員長が、質問時間があるからっていったことを制限したりとか、それいらんさいというふうに言うてしまうとかっていうことではなく、なるべく取り入れるということ、全体の合意にしていくほうがよいのではないかと思います。

○嘉村委員長

ちょっと待ってください。質問時間についてはですね、1時間ということで、防衛省のほうにお願いをしていましたので、それを重視したということだけです。

○千綿委員

決議が、反対者もいたとか言われたら、議会の意思はどうなるんですか。決議したわけですよ、賛成多数で。だからそれは私は賛成してないってことを言われたら、議会として成り立たないんじゃないですか。あのね、そんなこと言ってるから……。

市民から見たら決議をしたってことで議会が通ってるわけですよ。議会の意思としては、このオスプレイについては、基本的にいこうということで決議してるわけですよ。だからそこはね、やっぱり決議が何か、それはおかしいでしょとか言われたらね、それ何のために決議したとって言う話になるじゃないですか。議会で1回決議しているわけだから、そこをしてなかったら別ですよ。否決されていたら別です。可決されてるわけですから、そん

な議会のルールとして、多数決もいけない、少数意見の私たちの言うことは取上げてください、でも私たち賛成の多い人の意見はどうなるんですかって話になる。だから、そこはね、やっぱりどっちもやっぱ考慮しなきゃいけないと思うんですよ。だから僕は、それを踏まえてって言ったじゃないですか。それはやっぱり、議員として、議会の決議をやっぱ踏まえてやらないとおかしいと思います。

○永渕委員

まずですね、その決議の件、私も不勉強で確かに読み込み足りない部分とか御指摘もあったので、前の委員会がどう進んでいったか、まず理解努力をしたいと思います。これ引き続き努力を続けたいと思います。一応改めて決議を見ますと、計画は受入れざるを得ないと判断するというような文言とかもある中で、その決議があるというところはですね、やっぱり重きを置くべきかなというのは、千綿委員と本当に同意見であります。

あともう一つはですね、何かこう今日の経済対策とかの話をする、何かこうもやっとしたこの空気感が私はちょっと気になって、確かに安全上の問題とかそういうことをしっかりやっていく、それは構わないんですけど、そこがですね、もっとう自分は少しカラッとした気分、それはあくまでも心証ですよ、何かそういうのでちゃんとやれる委員会であってほしいなっていうのは思っているし、今後もそういう私も調査をしながらですね、皆さんにお伝えできることがあればと思ってるので、そういう意味でも、決議があったというところの前提っていうのは、大切にしたいかなって気持ちはあります。

○松永憲明委員

いずれにしても、いろんな意見がある。その疑問点、解明しなくちゃならない点、やっぱりそういうのがあればですよ、当然、議論をしていくというのは当たり前だと思います。

特に、やっぱり地元川副の方々、漁業者の方々が懸念されていること、そういうこと等やっぱり寄り添うっていうのは、我々議会の議会人のですね、立場ではないかと思えます。

そういうことに立っての議論というのは、私はあり得ると思います。当然ですね、議決があったというのは事実としてあるでしょう。しかし、議論してはいけないということではないと思います。当然やるべきことはやっていかなくちゃならない。質問することは、防衛省に質問していかなくちゃならないし、やっぱり、できることならば、そこら辺の合意を得るっていうのが1番大事だと思いますよね。

強行的にやってしまえということじゃないと思います。それは議会としての在り方としてはですよ、どっちかに加担してやってしまえということじゃないと思いますね。そこはしっかり踏まえなきゃならないと思います。ですから委員長の進め方においてですよ、もうちょっと、やっぱりこの今日の防衛省の説明に対する、やりとりについては時間的な保障をしていただきたかったなと私は思います。

○嘉村委員長

先方さんのその後の都合も聞きながら、1時間という設定をさせていただきました。こちらの事情ばかりで出来ませんからね。

○千綿委員

先ほど松永委員の意見も、私は別に推進をしろとは言っていないですよ。決議をしていることを皆さん、認識をしてくださいということを言っていて、議論をしないということを言ってるわけじゃないんですね。

ただ、以前した議論から、例えば状況が変わって、こういうことが変わったからこれどうなったって聞くのは私はありだと思います。だけども、同じような質問は何の変哲もなく、変わった状況の変化もないままに、同じような質問をされるじゃないですか。先ほど執行部に言ったように、前と同じ状況も変わっていないのであれば答弁は一緒ですよ。だからそこを僕は言ってるんですね。

だから、前向きな議論、前向きに、すいません前向きなのかどうかという、何が前向きになるか分かりませんが、要は、議論を僕は廃止するつもりは全然ないです。ただ、あの当時の質問からこういう状況変わったんでこういう質問を出しますというのであれば、それをどんどん出してもらって結構だと思います。ただ議論を僕はしないってことを言ってるんじゃないくて、同じような質問を何回出されても、今日だって一緒。皆さん9時から12時まで時間つくってきてるわけですよ。貴重な時間を、やっぱり実のある議論をしたいじゃないですか。それを僕は言ってるだけであって別の議論をしたくないとか、推進せよとか言ってるわけじゃなくて、決議は決議と尊重してほしいということを言ってるわけですよ。以上です。

○堤委員

私も先ほど山下議員がおっしゃったようにですね、新たな疑問とか、それから重大な変更事項、こういったものがあればですね、そこはもうどんどんどんどんやっばり織り込んでいってですね、やっていかなくちやいかんというのはもう当然でございます。

ただ、以前やったことと何ら変わらないことを同じようにやっていくというのは、会議のスピーディーさからすればね、やっぱり問題じゃないかと思います。そこは、共通認識としてここまではちゃんと議論したよねって、こういう決議が、結論は出てるよねということについてはですね、認識しながら次に進めるということが、これはもう、やっぱり議会の在り方としてはですね、もう当然だろうと思いますので、そこら辺をね、委員長のほうで整理をいただければですね助かるなと思います。

○嘉村委員長

このことについて、それぞれの委員さんに考えをちょっとお聞きしたいと思います。

○川副委員

やはり自衛隊の駐屯地のスケジュールですね。これが分からないとなかなかこの特別委員会でもどういう形で、スピード感を持ってするのか、まず分からないのかなと思います。

ただ、今まで議論された中でですね、今までの特別委員会の中でもいろんな問題点も出てきておりますので、今後はですね、やはり例えば、先ほど永淵委員が言われたとおりに、経済、人口、それとあとは、農業者、漁業者の振興関係、それと地域のまちづくり、その他い

ろんな項目、第1回の会議の折に、項目を出されておりましたので、やはりそれは、国のスケジュールに問わず、早急にこの委員会の中でもですね、私は話し合いをしてほしいなということだと思います。

先ほど、途中途中、例えば大きなオスプレイに関する配備の問題とかあった場合は、その都度その都度、その場で質問すればいいことですので、まずは大きな題目をどんと出して、それに沿った特別委員会を進めていただければ、私はいいいのかなと。後戻りじゃなくて、もうどんどん前に進んでいきましょう。私はそっちのほうが、この委員会の意味かなということだと思いますので、よろしくお願いします。

○中野委員

特別委員会が開催されましたけど、4回目ですかね。この会がですね、どのような形で進めるかということですけど、前向きな姿勢で自分は行きたいなと思っておりますし、1番自分としてはですね、振興策として、どういう形を持っていくかということをおね、今考えておりますが。その中でですね、空港周辺ですね、堤防と佐賀郡内の堤防を農林省管轄の堤防でありまして、貧弱な堤防です。この頃、排水機場も見ましたけども、その中の堤防を見ましたが、よその地区、国交省管轄と比べましたらね、完璧に貧弱な堤防です。

この頃また、有明白石福富地区の堤防を見てきました。高さは7.5メートル海拔7.5メートル一緒ですが、堤防が本当に貧弱な堤防ですので、佐賀市の堤防、久保田、東与賀、川副、大詫間、農水省の堤防があります。その堤防をですね、今は、この関係で振興を進めていただければ、安全なまちができるかと思えます。

この頃の議員の研修会でもですね、南海トラフで地震が来たら、佐賀市は一発でやられますよというようなことも言われました。そういうことで、本当にですね、堤防の強化の振興、これからこれを機会にですね、進めていただければと思っております。

○嘉村委員長

多分堤防の視察を含めてというお話だったと思えますけど、こういうことについてはまた皆さんにお諮りしながら、その都度必要であればですね、やっていきたいというふうに思えます。

○西岡真一委員

基本的に先ほど千綿委員からですね、提案のありました今後の進め方、についての御提案は、もう本当に基本的にというか全面的に支持いたします。

やっぱり平成29年の議会が議決したという効力といいますか、これが停止された、廃止されたという状況ではないという、それから4年前知事が受入れを表明している、受入れたいという表明をした、それから漁協との調整が続いて、昨年、漁協としては非常に重い決断をされた。これが状況の変化と、いうことだと思います。

これを踏まえたやはり議論をするべきでしょうし、ある程度回答の出ている質問とかですね、問合せというのはやっぱり少しは控えて、今後のことを、どのようになっていくのかも、事態がもう進んでいっているということ踏まえた議論をするべきかと私も思います。

○中島委員

平成 29 年の議決はですね、もう大変重いものだと思っております。あとその上で、市民の方がやっぱり現在不安に思われていること、また、疑問に思われていることを、この特別委員会でしっかりと調査をしていくことがもう大事だなと思っております。どのような懸念があるのかをしっかりと議論しながら、特別委員会でしか出来ない調査をしっかりと行っていきたいと考えております。

○山下委員

皆さん、今発言された方たちは前向きに進めるべきで、後戻りすべきでないとおっしゃるんですが。5 回の住民説明会の中で、もちろんその賛成だっていう積極的な意見というのは余りなかったし、言いにくくて言わなかったっていうのはあるかもしれませんが、一方で、すごくその不安と不信の声ってありました。特に、最後の 2 月 5 日の説明会のときには、東与賀・諸富対象の説明会のときには、特に言われてたのは、漁協が協定を見直したっていうことに関して、誰が決めたんだと言いたくなるという意見が出たんですよ。つまり、だから、それは一般的に言えばそれは漁協の中で話合えよって言うかもしれないんですが、どんな声が出たかっていう点については、決め方自体、協定見直しに至る在り方についても、意見が出て。そして住民の中で、そういう在り方で果たしていいのかっていう意見も出たから、知事が初日には出席されましたけど、その後はされなかったことで、知事があなたが受入れを表明されたのにあなたに言いたいのに、聞けないじゃないかっていう意見も、何回か出ました。

ですから、後戻りするなというよりも、果たしてこの進んだ進んだって言えることの中で、取り残されたという思いの人たちもいるわけですよ。初日の諸富のハートフルのときには、漁協の方がね、若い組合員の方が、全然自分たちの中には話がなかったと。それなのにこうやって協定見直してっていうのはどうしたことかという、怒りの声が出ましたよね。だから、そういうのを考えたら、この特別委員会としては、前に進めたいという御意見の方も、どんどん今みたいにおっしゃるでしょうし、いやちょっと待ってくれよという市民の声も受けながら、不安だとか懸念だとかに寄り添ってとも市長もおっしゃってますしね。そういう点での、きちっと腰を据えた調査をしていくっていうことが、私は大事だと思います。

だから、先ほどの防衛省との関係でも今日は 1 時間と決めてたからっていうことだったんですが、やはり一般質問だったりすると、県や防衛省への疑問って、全部又聞きになってしまうので、ここは参考人を今日のようにお呼びして、直接聞けるっていうのはやっぱり、特別委員会としてのいい点だと思うので、そういうときには、前もってですね、今日はもう、案内状の中にこう書いてありましたから。前もってこうやって参考に呼びますよっていうようなこととかを、ぜひ委員会の中でも、認識をさしてもらってね、ただ日程決めるだけじゃなくて、そこら辺をちょっと考えてもらえばよかと思っておりますので、ぜひ御考慮ください。

○嘉村委員長

ただ参考人招致についてはもう事前にお知らせをですね、通知をいたしておりました。中

身についてもですね、ざっくりですけどお示しとったと思う。

それからですね。我々が調査するってもう範囲があると思うんですよ。例えば、組合内で意思決定された内容については、それは組織のことですから、組織内で十分議論されてですよ、上がってきているものと決定されるだろうというふうなところで我々は理解認識してるんですね。その上でということです。

○松永憲明委員

いろんな御意見があると思うんですけども、その中にですね、やっぱり地元の漁業者、あるいは住民の方との意見交換、これはやっぱりぜひやっておく必要があるんじゃないかと思うんですね。やっぱり説明会に行くと、全然発言が違うんですよ。いろんな発言があっているわけですよ。ですから、私たちも、実際、現場の住民の方々のところに行って、この委員会メンバーがですね、議論をする意見交換をするっていうことが必要ではないかと思うんです。そういうこともやっぱり佐賀市の議会としてはですよ、佐賀市民の安心安全をどう担保するかっていうことも当然必要になるわけですから、そういったところにおいてですね、そういうことも考えていく必要があるんじゃないかと思います。

○嘉村委員長

地域住民の人たちとの、我々委員会との意見交換という御提案でありましたけども、それもこれはやる、やらないについてまた協議をしたいと思いますが。ただ対象者ですね、対象者をどう絞り込んでいくかっていうのも前提に置きながらやっていかなきゃいけないのかなど。やる場合ですね、というふうに感じました。

ある方々に関しては、これまで調査をして、回答が出た分、形が出てる分について、それ以上のことがあれば、これからまた再度、それを深掘りして調査をするということはいいいんではないかというお話でもありましたし。それからやはりですね、現状、公害防止協定の両者、県と漁協さんが、その見直しについてですね、合意をされてるということでありまして、これから用地買収というのが、実際進んでいくんだろうと思う。

そういうことを考えるとですね、これから基地ができる可能性っていうのはゼロじゃないんですね、あるわけですよ。そういうことも考えていくと五つの項目の中に挙げた振興策とか、そういうのはありますよね。こういうのも含めてですね、これから議論ができればというふうに思います。

○松永憲明委員

今後のスケジュール的なことなんですけども、大体年度内でどういうようなところまで持っていこうとされているのか、ちょっと何かえらく急いでおられるなっていう感じがするんです。そこら辺の全体スケジュール、例えばですよ、この我々のメンバーの任期というのは10月までですよ。それまでの間にどういうことをやっていくのかっていうその議論っていうのがなされてないもんだからですね。ちょっとそこら辺が本当によく分からないんですよ。だから、タイトなスケジュールでずっとやられているんですね、どうなのかなという心配をしていったところでした。

○嘉村委員長

10月までの委員会なんですけれども、取りあえず示すっていうのは、木更津の視察、これも3月ぐらいでいけばということで今、事務局で調整をさせてます、防衛省とね。

その先の話でしょ。その先についてはまたいろんなフェーズが変わってくると思うんですよね。その場その場で、例えば、用地について、もう合意がなされるとか、そうなるって、いろんなですね、調査内容についても、それなりの形の調査になっていくと思いますし、非常に急いでいるっていう話をされましたけども、ただ、いろんな意味で今、執行部も防衛省と話し合いをされてますし、いろいろと形が少しずつですねどうなっていくのか、確認をしたいという点もありますんで、今おっしゃったんですけど、そういうことを含めると今日の話聞いててですね、議会開会前にもう1回ですね、日程が合うよう調整してですね、要するに、今日説明もあったように、今後の状況等について整理したものを、改めてこう話したい旨の内容でもありましたんで。もう一度ですね、日程をですね、組んでやっていきたいと思います。当面はそこですね。

で、その後については、その局面局面じゃないけど、皆さんと協議しながら進めさせていただきたいと思います。開会前にやりたいと思いますので日程についてはどうなのか。事務局から説明をさせます。

○事務局

すいません事務局ですけど、来週はもう定例会の招集告示ですとか、議案の勉強会のスケジュール等々が入ってまいります。事務局で、この間把握をしておりますと、2月、来週につきましては、20日の午前中、ここだけです実質空いてるのが。一般質問のかれこれがまたおありだと思うので、一般質問通告締切は21日の午前中に確かなるかと思いますが、基本的にあと1回開催できるとしたら20日の午前中が、ほかの委員会のスケジュール等々ですね、見たところ、空いているのかなというのが事務局の確認です以上です。

○嘉村委員長

ということで、20日の午前中しかないということでありますんで、20日の午前中10時から大丈夫かな。10時ということで、次回委員会の御案内をさせていただきたいと思います。はいどうぞ。

○中野委員

排水ポンプのですね現場での説明っていうこともお願いしたわけですが、その日程はどのように調整しますかね。

○嘉村委員長

委員会で、委員会で再度、協議したいと思いますんで、よろしゅうございますかね。排水ポンプ場、堤防の、今日は二つの排水門の、あとポンプ場の説明でほかにということですか。また後日、協議をしたいと思います。ほかに何かございますか。

特になければ、以上をもって、特別委員会を終了させていただきます。